

茨城県央環境衛生組合建設コンサルタント業務等委託業者選定基準を定める訓令

令和7年4月1日

訓令第2号

(指名業者及び契約の相手方の選定に関する基準)

第1条 指名競争入札により建設コンサルタント業務等の委託契約（以下「委託契約」という。）を締結する場合において、入札参加指名業者（以下「指名業者」という。）を選定するとき又は随意契約により委託契約を締結する場合において、契約の相手方を選定するときは、茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成8年茨城県要項第3号）及び笠間市建設工事等入札参加資格審査規程（平成18年笠間市告示第15号）に基づく入札参加資格審査を経た業者のうちから、次に掲げる事項に留意して選定しなければならない。

- (1) 信用度
- (2) 手持ち業務の状況
- (3) 技術者の状況及び当該業務に係る技術的適性
- (4) 当該業務に係る地理的条件

2 指名競争入札により建設コンサルタント業務等委託契約を締結する場合において指名業者を選定するときは、前項第1号から第4号までの規定に掲げる事項について、別表に定める基準により運用するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、契約の内容が特殊な技術等を要する業務であり、かつ、前2項の規定によることが著しく困難である場合は、指名業者又は契約の相手方を選定することができる。

(指名業者の推薦の基準)

第2条 前条の規定は、事務局長が、その所掌に属する委託業務に関し、茨城県央環境衛生組合建設工事等入札審査会に対して指名業者を推薦する場合について準用する。

(指名業者の選定数)

第3条 前2条の規定により指名業者を選定しようとする場合は、契約予定金額に応じて次に掲げるところにより行わなければならない。ただし、特殊な技術等を要する業務等で指名業者が限定される場合は、この限りでない。

- (1) 1,000万円未満 原則5者以上
- (2) 1,000万円以上 原則6者以上
- (3) 3,000万円以上 原則8者以上
- (4) 5,000万円以上 原則10者以上

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

茨城県中央環境衛生組合建設コンサルタント業務等委託業者選定基準を定める訓令
における留意事項の運用基準

訓令に基づく留意事項	留意事項の運用基準	指名における運用
1 信用度	(1) 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成29年茨城県要領第3号）及び笠間市建設工事請負業者指名停止等規程（平成18年笠間市告示第21号）に基づく指名停止が、指名業者の選定を行う日（以下「選定日」という。）現在で行われていない。	行われていれば指名しない。
	(2) 委託業務の関係法令に基づく業務の停止命令が、選定日現在で行われていない。	行われていれば指名しない。
	(3) おおむね過去2年間に重大な事故、贈賄又は不正行為に対する指名停止が2度以上若しくは数か月にわたり行われている。	状況に応じて指名の優先度を減じる。
	(4) 安全管理及び労働福祉の改善に関し、労働基準監督署などから指導があり、選定日現在で、改善を行わない状態が継続している。	状況に応じて指名の優先度を減じる。 明らかに不誠実な場合は指名しない。
	(5) 委託契約に基づく契約履行及び措置請求に対する対応が、選定日現在からおおむね過去2年間誠実である。	不誠実な状況が見られる場合はその状況に応じて指名の優先度を減じる。 明らかに不誠実な場合は指名しない。
	(6) 経営状態に関し、放漫経営、不良債権の累積、過大設備投資又は金融機関の取引停止処分などがなく、選定日現在、不健全な状態に陥っていない。	不健全な状況が見られる場合はその状況に応じて指名の優先度を減じる。 著しく不健全な場合は指名しない。
	(7) 測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者又は補償コンサルタントの登録がなされている	登録がなされている場合は当該業務について指名の優先度を増す

		ことができる。
	(8) 茨城町建設工事暴力団排除対策措置要領(平成3年茨城町要領第2号)及び笠間市建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成18年笠間市告示第27号)に基づく指名除外の措置を受けていない。	受けていれば指名しない。
2 手持ち業務の状況	(1) 手持ち業務の状況が、当該業務を受注しても技術力、経営力などの受注能力の範囲内で適性である。	総合的に考慮し、受注能力の限度に近ければ指名の優先度を減じる。 限度を超えていれば指名しない。
3 技術者の状況及び当該業務に係る技術的適性	(1) 当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格者が確保できる。	確保できれば指名の優先度を増すことができる。
	(2) 当該業務と同種又は類似業務について相当の実績がある。	実績があれば指名の優先度を増すことができる。
	(3) 当該業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績がある。	実績があれば指名優先度を増すことができる。
	(4) 当該業務の作業条件(地形、地質などの自然的条件、周辺環境条件など)に関して同程度以上の条件での業務の施工実績がある。	実績があれば指名の優先度を増すことができる。
4 当該業務に係る地理的条件	(1) 茨城町又は笠間市内に本支店又は営業所を有し地域の作業特性に精通している。	精通していれば指名の優先度を増すことができる。